

マツタケの出荷者及び販売をされる皆様へ

平成27年11月20日付原子力災害対策本部長内閣総理大臣から、小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村産のマツタケの放射性物質に係る出荷制限が、条件付で解除され、同日長野県知事による採取・出荷及び摂取の自粛要請が取り消されました。

※野生きのこの出荷制限などの状況（令和元年7月11日現在）

市町村 (産地)	制限の対象	制限の内容
軽井沢町	全ての野生きのこ (マツタケを含む)	国からの制限: 出荷制限
御代田町		県からの制限: 採取・出荷及び摂取の自粛要請
小諸市	マツタケを除く野生きのこ ※マツタケは国の解除条件に基づき管理されたもののみ出荷・流通できます	国からの制限: 出荷制限 県からの制限: 採取・出荷及び摂取の自粛要請
佐久市		
小海町		
佐久穂町		
南牧村		
川上村		制限なし
南相木村		
北相木村		
立科町		

※小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村産のマツタケ出荷のための条件

(1) 継続した放射性物資検査による安全性確保

- 安全なマツタケの生産と流通のため、採取時期や採取場所等の管理や、定期的な検査を行うことを条件に、出荷・流通が可能となっております。
- 今までに検査を実施していない箇所から採取されたものを販売する場合は、販売前には必ず、1検体を検査し基準値以下であることが確認できないと出荷できません。

(2) 生産者(出荷者)台帳の整備と表示ラベルの徹底

- 直売所等集出荷団体は、生産者台帳(出荷者の住所、氏名、採取場所等)等の整備、保管を行わなければならないので、届け出などご協力をお願いします。
- 5市町村産のマツタケについては、例のと通りの表示が必要となります。

【表示例】

品 目：マツタケ	採取地：佐久市	← 市町村毎に記載すること (1パック(梱包)に複数の市町村を混ぜない)
採取日：R5.9.10	R5.9.11	← 採取日が複数の場合は全ての日を記載
採取者：〇〇〇〇、(出荷者)〇〇〇〇		

(3) 検査用検体の提供依頼

- 検査用の検体の提供を求められた場合は、ご協力をお願いします。
検体を提供して頂いた方に謝礼を予定しています。(詳細は直売所等へお尋ねください)

(4) 直接消費者や飲食店等へ販売する場合の留意点

- 直接消費者や飲食店等へ販売する場合は、販売先・採取箇所・採取日・販売日
- 販売量を記載した出荷台帳を作成していただき、年度末までに該当市町村へ必ず提出してください。

*** 放射性物質の低減に向けた山の手入れ 〈参考例〉**

マツタケ山発生環境整備の方法として、腐食層(落ち葉や、腐葉土)掻き取り、除去について御存知の方も多いと思います。

放射性物質がある場合は、この落ち葉等の腐食層に多く含まれている事が知られています。そこで、今までも発生環境整備として行われている地表の腐食層を掻き取り除去することで、発生するマツタケの放射性物質の低減効果があると言われていいますので、発生箇所の落ち葉の除去作業をお勧めします。

ただし、発生箇所の腐食物を一度に全て取り去ってしまうと、環境が大きく変化しすぎて、乾燥等により発生しなくなることがあります。

最初は、落ち葉とその下の少し腐りかけているもののみを除去してください。

腐食層が厚い場合は、発生状況を確認しながら、数年をかけて徐々に除去して行くことをお勧めします。

不明な点は 市町村林務担当又は長野県佐久地域振興局林務課へお問い合わせください。

小諸市 農林課 林務係 電話0267-22-1700 (内線2225)

長野県佐久地域振興局 林務課普及係 電話0267-63-3154